

# 公立大学法人島根県立大学と松江商工会議所との包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という。）と松江商工会議所（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括的連携協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は甲と乙が包括的な連携を結び相互の密接な連携と協力を図り、地域の課題解決や発展、及び人材の育成を行うことで、持続可能な地域社会に寄与することを目的とする。

## （連携・協力）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育・人材育成に関すること
- (2) 産業振興に関すること
- (3) まちづくりに関すること
- (4) 大学と企業の魅力の創出、雇用機会の促進に関すること
- (5) その他、前述の目的達成のために資すること

## （協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

## （目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2条に規定する事項にのみ使用するものとし、事前に連携協力相手の承諾を得ている場合を除いて、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

## （期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （雑則）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和4年6月14日

公立大学法人島根県立大学

理事長

青原正義

松江商工会議所

会頭

田部長右衛門